

観音包括かわら版

2017年春号

青葉若葉の季節となりました。観音地域包括支援センターです。
今回は、今月(平成29年4月)から広島市で開始される「介護予防・日常生活支援総合事業(以下総合事業とします)」について紹介します。

- ①総合事業は、介護保険制度の中で行う介護予防や生活支援のための事業です。
- ②自立した日常生活を送ることを目的に、一人一人の目標や状態に合わせたサービスを提供します。
- ③要支援1・要支援2と認定されていた人が利用していた従来の訪問介護・通所介護が、全国一律のサービスから広島市の基準によるサービスに変わります。
- ④訪問型サービスと通所型サービスのみを利用する場合は「基本チェックリスト」による判定を受けることにより、サービスを利用できるようになります。
- ⑤これまでの介護事業者によるサービスの提供に加え、地域住民やボランティア等による多様なサービスを提供するとともに介護予防の自主的な取り組みを支援します。

Q1. 総合事業ではどのようなサービスが利用できますか？

- A. 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービスと通所型サービス）と一般介護予防事業が利用できます。

Q2. 介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスとは？

- A. 要支援1・2、事業対象者（基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方）の人が利用できるサービスです。訪問型サービスには、訪問介護サービス（以前の介護保険のホームヘルプサービスと同じ内容のサービス）、生活援助特化型訪問サービス（日常的な掃除や買い物などの生活援助を行います）、その他に住民主体型や専門職による短期集中型の訪問サービスがあります。

Q3. 介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスとは？

- A. 要支援1・2、事業対象者（基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方）の人が利用できるサービスです。通所型サービスには、1日型デイサービス（以前の介護保険のデイサービスと同じ内容のサービス）、短時間型デイサービスやその他に短期集中の通所型サービスがあります。

参考：広島市「介護予防・日常生活支援総合事業のご案内」リーフレットより

裏面に続きます

Q4. 一般介護予防事業ではどのようなサービスが利用できますか？

A. 65歳以上のすべての人が利用できる通いの場になります。

- ①介護予防拠点（住民運営の運動を中心とした介護予防の拠点となる通いの場（週1回程度）
- ②地域高齢者交流サロン（地域団体が実施する「ふれあい・いきいきサロン」などの通いの場（月1回～2回）
- ③認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、相談や交流ができる場（月1回以上）。

Q5. 利用したい場合はどこに相談にいけばいいのですか？

A. お住まいの区の健康長寿課（西区地域福祉センター：TEL 082-294-6218）や地域包括支援センター（観音中学校区でしたら観音地域包括支援センター：TEL 082-292-3582）に相談して下さい。

総合事業は、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、
高齢者の皆さんの介護予防と自立した日常生活を送ることを支援するものです。

参考：広島市「介護予防・日常生活支援総合事業のご案内」リーフレットより

総合事業は4月から新たに開始された事業となりますので、当センターでもひとつずつ制度の詳細を確認しながら対応させて頂いています。

一般介護予防事業などの通いの場については、これから取り組む地域も少なくありません。詳しいことについては、お問い合わせ頂ければと思います。

また、観音地域包括支援センターは観音中学校区（北は小河内町・上天満町から南は観音新町まで）にお住まいの65歳以上の方の総合相談窓口となっています。何かございましたらご連絡ください。



観音地域包括支援センター

TEL 082-292-3582

広島市西区観音町16-19